

告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業に伴う現況測量）

三級基準点測量（GNSS測量による）

三 作業地域

久喜市菖蒲町三箇、台字の各一部

四 作業期間

令和五年十一月二十七日から令和六年三月三十一日まで